

はしがき

刑法各論は、犯罪成立要件の2番目である構成要件該当性を具体的に明らかにすることが、その役割である。犯罪成立要件は、刑法総論の中心課題であるから、その意味で、構成要件を仲立ちとして、各論と総論は結びついているのである。そして、構成要件を具体化する各論は、刑法の基本原則である罪刑法定主義の実践場面であるということになる。序章の扉の図で、その点を確認して頂きたい。

刑法は法益を守ることを目標としているから、構成要件は、法的な権利・利益である法益を守るものが役割となる。そこで、各条文の解釈にあたっては、その条文の法益がいかなるものかを確認することから始める必要がある。本書は、基本的にそのようなスタンスで叙述している。

問題は、各条文の法益をどのような方法で捉えるべきかである。答えは、法益を捉える方法は多様であるということである。端的に言えば、刑法の字面だけでは、判断できないのである。必要とされるのは、われわれの社会において、何が大切なこととされているかを公平な目で見える力である。社会は変化して止まないものであるし、価値観の多様化は深まるばかりである。では、われわれ一人ひとりとは全く自由に考えることが許されるかであるが、そう簡単ではない。

たとえば、私達の社会は、かつて無謀な戦争をし、国の内外で多くの人々の血を流したことに対する反省を土台として組み立てられている。そのことが、法益の捉え方や法の解釈の下地となる。名誉毀損罪に関する条文が、表現の自由・知る権利を優先するよう構成されているのは(刑法230条と230条の2)、自由にものを言うと「非国民」と罵られ、排除された前時代を体験していることによる。

本書は、総論と同様、2単位の Semester 制に合わせて用意したものである。そのため、15回の講義を考えて15章とし、ページ数を限縮した。それを実現するため、犯罪現象として採り上げる必要の弱いものは、思い切って叙述をし

ていない。それでも紙数が多くなってしまったので、総論の末尾に掲げた用語集を割愛した。ただし、それでは、説明不足も生じたため、本文中にカッコ書きで解説を施した。また、総論の各章の末尾に載せた「まとめ」を削除した。

断り書きが多くなって恐縮だが、章の題目は、その章の代表的なものの名称にしたものもあり、必ずしも掲げた犯罪類型の全貌を示したものになっていない。

本書の上梓にあたっては、その契機をお作り頂いた福井厚・京都女子大学法学部長に心より感謝申し上げます。さらに法律文化社の皆様に御心配をおかけした。とくに掛川直之さんにはお世話になった。「礎」のシリーズとして2冊そろえて頂いたことに深く感謝申し上げます。原稿の整理と校正にあたって、清水洋雄・日本大学教授と原田久直・日本大学インストラクターのあたたかい御支援を頂いた。これらの方々ばかりでなく、私を見守って下さる方々が本書を世に送り出して下さったのであることを肝に銘じ、今後とも精進をしていく所存である。

平成28年2月29日 福島原発の強制起訴の日に

船山 泰範